

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行することになりました。

夜間・早朝加算(土曜日の午後)及び、運動器リハビリテーション料Ⅱあり

また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することになりました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

★注意 領収書の再発行はできません